

ぎょうせい立川

東京都行政書士会立川支部報 26年度第2号

東京都行政書士会立川支部

事務所：立川市高松町3-14-11-304

電話：042-521-6621

FAX：042-521-6623

発行人：大瀧一彦

編集委員：池田清教・樋口健次

発行日：平成26年9月1日

平成26年度 下半期に向けて ～創造と協調から飛躍へ～

支部長 大瀧一彦

旧暦で言えば秋ですが、まだまだ暑い日が続く毎日です。会員の皆様がその暑さに負けず日々の業務においてご活躍されていることを思い、慶賀に堪えません。

また、支部の活動に対して、日頃会員の皆様のご協力とご理解を賜り、支部事業も円滑に進捗できておりますことを、厚く御礼申し上げます。

この度、私たち行政書士にとって大きな慶事がありました。

10年前から「行政書士にも行政不服申立代理権を」と訴え続け、漸く平成26年6月20日に「行政書士法の一部を改正する法律」が可決され、当該代理権を認められることになりました。

行政書士にとって大きな前進の一步ではありますが、他士業においては既に認められている異議申立て代理制度がありますので、やっと他士業と肩を並べたところであるとの認識でもあるものです。但し、不服申立ての代理を行える行政書士となるには、今後「特定行政書士」という資格付与を受けなくてはなりません。その詳細については、今後本会からの情報を待つことになります。

支部活動については、役員各位に置きましてはそれぞれの役割に従い、鋭意努力を重ねて頂いております。今年度の事業の柱の一つとして「中小企業支援活動」を掲げました。

この事業の着手においては、多くの論議を重ねて参ったことは既報のとおりですが、先ず会員の皆様に対し「中小企業支援のポイントの一つである助成金」に関する申請ノウハウを学んで頂く研修会を開催しましたところ、大変好評を頂くことができました。従来の縦型研修のあり方を横型研修の意識をもって進めたこと、資格が業務を保証するモノではなく、充実した業務結果が資格を補完すると言う当たり前のことを再認識させられたことに新鮮な感動を得たことが、要因であったと考えております。

今後も会員の皆様にとって有益な情報の提供を、そして実践で活用できる業務知識の提供を行って参ります。

今秋も本会行事の「広報月間街頭無料相談会」が予定されております。立川支部では、月例の無料相談会を立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市、立川市社会福祉協議会等で行っておりますが、都下全域で行われる本会行事を通じて、支部会員が属する地域への貢献を果たして参りたいと存じ、計画を立てております。会員の皆様の一層のご支援とご助力をお願い致したく存じます。

今後も、研修事業・厚生事業等を通じ、更には「会員メーリングリスト」への全会員の登録を進め、会員相互の理解と協力を得つつ、立川支部の発展のために努力して参りたいと存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事務所のご繁栄を心より祈念申し上げます。



立川支部 研修会報告

テーマ 「中小企業支援業務入門」

講 師：立川支部 柿崎誠治先生（中小企業診断士）

日 時：平成26年7月15日（火）18:00～20:00

場 所：三多摩労働会館 3F 会議室



当日は、直前に中央線の事故など突発事態もありましたが、参加者43名（立川支部会26名）にご出席を頂きました。

柿崎先生のお話は中小企業支援制度の説明や、どのように情報を入手するかなど、具体的な業務拡大を盛り込んだ非常に素晴らしいものでした。柿崎先生、本当にどうもありがとうございました。

また、終了後の懇親会には東京会副会長 星野精一先生（豊島支部）をはじめ24名の方にご参加を頂き、盛会の中、たくさんの情報交換も行うことができました。

下記にご案内の通り、今後も、中小企業支援業務任意勉強会を開催し、より実践的な業務開拓について学んでいきたいと思えます。柿崎先生のご意向で、単に講義を聴くだけの勉強会ではなく、参加者が問題提起や業務拡大の提案を行なう、全員参加型のゼミを目指すものにしようとのことでした。

ご参加いただけなかった会員の方も、今後、是非ご参加をご検討ください。 研修部 坂田 雅彦

任意勉強会のお知らせ

「中小企業支援業務」第一回任意勉強会

講師&ファシリテーター：立川支部 柿崎誠治先生

日 時：平成26年8月22日（金）18:00～20:00（質疑応答を含む）

場 所：三多摩労働会館 4F 第二会議室

*次回以降の開催は、研修部までお問い合わせください。

立川支部 研修部 坂田 雅彦 TEL 042-548-4458（坂田法務行政書士事務所）

「離婚業務・養育費請求」任意勉強会

離婚・夫婦関係などの家庭問題の相談方法や、守られる離婚・養育費公正証書の作成等についての勉強会を2ヶ月に1回程度開催しています。

毎回、違ったテーマで勉強会を行っていますので、新規のご参加も歓迎です。

次回日時：平成26年10月2日（木）18:00～20:00

参 加 費：500円

場 所：坂田法務行政書士事務所（042-548-4456 立川市錦町1-5-6-402）

メー ル：mikikikaku@k6.dion.ne.jp

ご参加予定の方は、前日までにご一報下さい。 立川支部 坂田 雅彦

特集
1

行政書士法の一部改正のポイントについて

～平成26年6月20日改正～

大瀧 一彦

投票結果の電子掲示板の写し。黒い背景に白い文字で表示されている。上部には「投票総数 239」、中央には「賛成 239」、下部には「反対 0」と表示されている。右端には「参議院」という小さな文字が見える。

投票総数	239
賛成	239
反対	0

行政書士法の一部を改正する法律案が、衆議院本会議及び参議院本会議において可決され成立致しました。施行期日は「一部を除き、交付の日から起算して六月を経過した日から施行すること」とされ、「特定行政書士の付記に関する規定その他所要の規定を整備すること」とされております。

行政書士法（以下「法」という。）の改正の要は、「行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成すること。」の条文を法第1条の三第1項第二号に新設追加し、そしてこの新制度に基づく業務を担える行政書士として、「当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。」の条文を法第1条の三第2項に定めたことです。

但し、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の改正により、「法第1条の三第1項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。」とされましたので、上記法改正後の条文は、「審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理」となります。

以上のとおり、この度の法改正により、行政書士として入口から出口までにおいて、依頼者や顧客へのサービスケアが広がったことにおいて大きな信頼を得られることになります。反面行政書士が負う責任も大きくなっていることに十分ご留意頂きたいと思ひます。すなわち責任ある書面の作成と申請を求められ事になります。

この制度を生かすも殺すも、行政書士の資格を高めるも貶めるも、ひとえに私たちの知識の研鑽と無駄を懼れない努力に係って参ります。「街の法律家」として社会に認知されるか否かの極みにあることをご理解頂き、努力を重ねて参ることを祈念致します。

また、この度の各法の改正中、「行政不服審査法」「行政手続法」も含まれております。上記にある「再調査の請求」制度です。従来の「異議申立て」を無くし「審査請求」に一元化することとしながら、例外として「再調査」を設けたものです。更に不服申立前置を見直ししております。行政手続法においては、「是正のための処分」や「行政指導の中止」を求めることもできる内容が盛り込まれております。

これらは直接的には行政書士業務に絡むケースは無いにしても、国民目線では大切な改正です。

国民と行政機関をつなぐ重要な位置にいる行政書士として、今後とも重要な地位を占めて参りたいと思ひます。

連載第一回

議員生活20年を振り返って

～立川市議会議員奮戦記～

当支部会員であり立川市議会議員を務められました、堀憲一先生より議員引退にあたり手記をお寄せいただきました。今回からの連載となります。どうぞ楽しみに。

堀 憲一



はじめに

平成6年6月の選挙で、私が立川市議会議員に初当選してから、平成26年7月13日に任期満了で引退するまで5期20年の長きにわたり、ご支援いただきましたことに対し、心より御礼申し上げます。

さて、この20年を振り返って見て、つれづれに思い出した事などを綴ってみます。もちろんプライバシーに関することなどで表現が曖昧になる部分も出てくるかと思いますが、ご了解頂きたいと存じます。(尚、20年前と比べたら今の議会は格段に良くなっていることを付け加えておきます)

1. 初議会

立川市議会では、6月の選挙の後、7月に臨時議会（1日限り）を開き、議長、副議長の選出や各議員がどの委員会に所属して、委員長やその委員会が所管する審議会への選出が行われます。私が初めて臨んだ臨時議会では議長人事の調整（各会派の代表が話し合いをして決めることが多い）に時間がかかり、朝10時から集まっているのに議長人事のための本会議が始まったのは夜の11時近くであったと記憶している。このときは議会とはこういうものかと思ったが、今考えるとなんと非効率なことをやっていたのかと思う次第です。

ただし、今は違います。今年も7月22日に臨時議会が開かれ、議長と副議長には、それぞれ与党と野党から1名ずつ立候補し、選挙で決まりました。

（※野党から立候補者が出ての選挙は議会の健全化の表れであり、私が議会改革特別委員会委員長として議会基本条例の制定を行った結果である。）

2. 行財政改革

市議会において、よく取り上げたのは行財政改革です。

まず、職員の意識改革から取り組みました。市役所は市民にとって役に立つところであり、市民への最大のサービス機関であるとの観点からみると、私が初当選した平成6年当時は職員のほとんどが名札の着用をしていませんでした。しかし、市の条例を見ると名札の寸法やどこに付けるかまで規定されていました。そこで市に条例があるのに何故守らないのか、条例違反だと追求しました。その結果、今ではIC付きのカードを皆さん首から下げています。

これは後でわかったことですが、名札を付けない理由があったのです。役所の常識は世間の非常識というような内容であり、ここでは差し障りがありますので載せませんが、知りたい方は会ったときに話しますのでご了解を頂ければと存じます。

次に条例通りにやったら、実態に合わないのを改善した事例を紹介します。

20年前は職員に対し、被服の貸与（制服の支給）について事務職にはブレザー、現場の職員には作業服が支給されていました。事務職のブレザーが問題でした。この制服は当時1着2万円で、制服を着ている人は管理職ぐらいでほとんどの職員が私服で仕事をしていました。条例では3年に1回支給となっています。実態は一度も着ていない制服があるのに3年経てば次の制服が支給されるという状況でした。そこで私は3年に1回でなく、傷み具合を見て支給すべきだと主張しました。その結果、条例が改善され、5年に1回の支給となりました。そして、現在は支給していないとの事でした。

（第二回に続きます）

特集
2

ヒロインシリーズ PART. 4

「練習あるのみ！」

～沢山の方との出会いが「話し上手」へつなぐと信じて～

丸山リーガル司法書士・行政書士事務所 丸山 瑞枝 先生



みなさんこんにちは。立川南口で「丸山リーガル司法書士・行政事務所」を開設してこの夏で丸3年になります。事務所名に「行政書士」と入っていますが、行政書士業務はほとんどやっていません。司法書士業務をやっていると感じるのが、司法書士の知名度の低さです（笑）。行政書士はマンガ「かばちたれ」のおかげで、ほとんど知らない人はいないようですが、司法書士となると全く知られていないようで、「図書館での勤務ですか？」と聞かれたことは数知れません。

そこで、自己紹介などをしなければならないのですが、私はこの自己紹介が苦手です。第一印象は数秒で決まるといいます。そう考えると怖いんです（笑）

でも確かに自分も初対面の人の印象を数秒で決めているように思います。で、その第一印象を更に高めたり、挽回したりするのは会話でしょうか。会話もまたなかなか難しいものです。少し話ただけでも心地よい時間だったなあと思う方がいて、私もそう思われるように心掛けたいのです。なかなか難しいのが現実です。

私にとって本当に苦手で困っているのが人前でのスピーチやプレゼンです。

自己紹介とか、最近あったことなどという、テーマが自由な場合は特に何を話して良いかわからなくなります。毎月参加している会合がありまして、毎回、参加者全員がスピーチをします。私的には「させられます」なのですが（笑）上手な方は本当に上手で感心しています。

テーマが自由な場合は、そのテーマ選びの段階からすでにスピーチは始まっているんですよね。その場に合った題材かどうか、題材が決まってからの話の構成、最後をどうやって締めるか、口調や間合いはもちろんのこと、話の切り口、観点も大事なようです。こういうものは練習すれば誰でも上手になるのでしょうか？話が上手な人に聞くと、みんな「なる」と言います（笑）。

私はAMラジオが好きでよく聴きます。ラジオはテレビとは違って、だいたい番組の最初にオープニングトークというものがあります。フリーのテーマで番組のパーソナリティが話をするのです。大御所永六輔さんや、久米宏さん、安住紳一郎さん、伊集院光さんなどなど、日常のほんの些細な出来事を本当に楽しく聴かせます。

アナウンサーの試験にはお題を与えられて、3分間話すというのがあると聞いたことがあります。本当でしょうか。わかりやすく話すということと、聞き手を楽ませる話をするということは少し違いますが、さらに、印象を良く見せる話となるともっとハードルが高いです。

でも、せっかくいろんな人と出会って、話す機会を沢山頂いているので、いつか満足に話せる日が来ることを信じて練習に励みます！（笑）

●土地建物の登記 ●相続遺言の手続き ●会社設立役員変更 ●許認可申請 ●在留許可申請

丸山リーガル司法書士・行政書士事務所

司法書士・行政書士 丸山 瑞枝

〒190-0023 東京都立川市柴崎町 3-5-1 パルタージュ立川 7 階(立川駅より徒歩 1 分)

新入会員一覧

平成26年4月以降に転入、開業された新入会の先生方を紹介します。

皆さんの今後の活躍を期待するとともに、立川支部一同、一緒に頑張っていきたいと思います。

また、研修会や新年会等々の支部活動にも奮って参加ください。

今回は新入会の皆様の行政書士になったきっかけや、これからの抱負等をご紹介します。

氏 名	事務所所在地・事務所名称	電話番号	取扱業務	登録日
池和田好夫	〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平5-13-3 池和田好夫行政書士事務所	042-560-2964	会社、法人設立、 会計業務、 医療福祉関係	H26.4.2
行政職を定年退職後、NPO法人の設立や自治会の法人化を経験したことがきっかけです。 第2の人生を行政書士として、会社、法人設立、会計業務等で地域社会に貢献したい。現在はNPO法人の嘱託として、介護保険事業、障害福祉サービス事業に携わっています。				

鈴木 祐二	〒207-0021 東京都東大和市立野3-1293-50 アルカスマンション515号 行政書士鈴木法務事務所	042-566-6765	マンション管理 法務、相続等民 事法務、会社法 務、不動産法務	H26.4.2
行政書士は地域社会に対して貢献できる仕事を業とすると考え、そしてこの仕事を天職と決意したからです。電気技術者、マンション管理士の経験を基礎として各種の許可申請ができるよう勉強に勤しみ社会の信頼に応えたいと思います。				

田中恵美子	〒186-0002 東京都国立市東1-4-6 アイヴィ国立505 田中恵美子行政書士事務所	042-572-1747	記帳代行、 会計業務、 建設業許可申請	H11.6.1 (H26.4.15転入)
平成13年に武鷹支部にて開業し、このたび立川支部へ異動してまいりました。武鷹支部ではほとんど活動等出来ませんでした。開業してからすでに13年経ち、今まで様々な方との出会いを通して培った経験を形にしていけるよう、微力ながら取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。				

神田 里志	〒208-0035 東京都武蔵村山市中原2-35-1 行政書士かんだ事務所	042-560-4260	遺言書作成・終 活支援、相続業 務、任意後見、 企業支援等	H26.4.15
民間企業勤務の経験を生かし、地元地域の中小・個人事業者様に行政庁の支援・補助事業の情報提供と手続援助、そして高齢者が心穏やかに生活するための行政への申立てや、次世代の若者へ健やかに家族・財産・生活を承継できる様、日々研鑽に励み、気軽な街の法務コンサルタントの役割を果たしたいと思います。				

各部会からのお知らせ

I T推進部からのお知らせ

支部公式ウェブサイトを活用しましょう

立川支部公式ウェブサイト（<http://tachikawa.main.jp>）のトップページに、平成26年発行の支部報のPDF版と、支部会員主宰の任意研究会を紹介するPDF版をアップしましたので、ぜひご参考にしてください。また、公式ウェブサイト上に支部会員専用ページも設け、IDとパスワードを入力していただくと、支部細則をダウンロードすることができるようになりました。このIDとパスワードについては、メールアドレスを登録していただいた方に、支部会員メーリングリスト上で配信予定です。

まだ登録していない方は、支部長までご連絡ください。

立川支部公式ウェブサイトでは、様々な情報を紹介しております。

今後も、会員の皆様が利用しやすい公式ウェブサイトであるよう、制作に努力を続けて参ります。この度、支部I T推進部の努力により、支部公式ウェブサイト上に「支部会員専用ページ」を設けることとなりました。本ページの閲覧は、文字通り「会員限定」です。

従来より継続してお願いしております「会員登録票」により閲覧して頂けるようにしております。

皆様のご理解とご協力に基づき、「安心」「安全」なウェブサイト運営を心がけて参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

支部長 大瀧 一彦

総務部からのお知らせ

平成26年度 立川支部懇親バーベキュー会のお知らせ

まだまだ残暑の9月、野外バーベキュー会場で夜風に吹かれながら、熱く涼しく、楽しみましょう。特に新入会員の方々には、業務をはじめとする「よろず相談」の場にもなります。各位ご多忙の折柄とは存じますが、ご参加をお待ち申し上げます。



日 時：平成26年9月20日（土）18：00 ～ 21：00

場 所：昭和の森ガーデンC A F E & B B Q

昭島市田中町576-1 昭和の森テニスセンター内 昭和の森ガーデン
（J R 青梅線 昭島駅北口 徒歩5分）

会 費：本年1月1日～開催日までの支部入会（編入）会員 ￥1,000

平成25年12月31日以前からの会員 ￥3,000

*お申込み方法その他の詳細につきましては、別途、書面にて送付いたします。

お問い合わせ先：総務部 喜多村 TEL 042-534-9425

第9回東京都行政書士会ソフトボール大会の参加者募集

恒例のソフトボール大会に立川支部・国分寺支部合同にて参加します。

つきましては、すべての会員よりメンバーを募集いたします。どうぞ皆さん奮ってご参加ください。

実 施 日：平成26年11月29日（土）8：30 ～ 16：00

場 所：明治神宮外苑 軟式球場

チ ャ ム 名：立川・国分寺オモシローズ

連絡責任者：立川支部 橋本 登

参加希望の会員は、このページをコピーして下記事項を記入の上FAX、または下記事項をメールでお送りください。（締切9月30日）

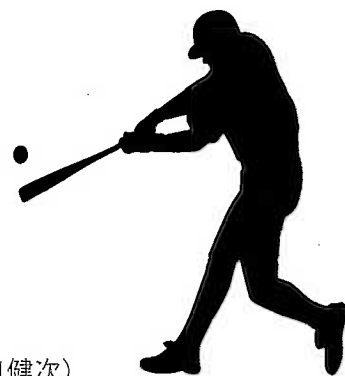
参加者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

申込先 FAX：042-511-5547 E-mail：higu@m.jcnnet.jp（広報担当 樋口健次）



立川支部研修会のご案内

東京都行政書士会立川支部
研修部 坂田 雅彦

テーマ

「知的資産経営」って何？（初級編）

～例えば、事業承継や融資に効きます。～

講 師 東京都行政書士会港支部

行政書士・知的資産経営認定士 荒巻 陽子 先生

日 時 平成26年11月28日（金）

18：00～20：00（質疑応答を含む）

場 所 三多摩労働会館 3F 会議室

立川市曙町2丁目15番20号 TEL 042-524-2594

内 容 「知的資産」とは何か。

「知的資産経営」とは、どのようなマネジメントか。

行政書士は、中小企業の「知的資産経営支援者」として、何ができるのか。

頭と手を動かして理解していきましょう。講師の支援実例もご紹介します。

※初級編です。筆記用具をご持参ください。

受講料 支部会員 1,000円 他支部会員 2,000円 会報（10月号）掲載

（定員70名：先着順）

※終了後、講師を交えた懇親会を予定しております。（会費3,000円程度）

（支部会員は懇親会のみ参加でもOKです。）

申込方法 平成26年11月25日（火）までに、氏名・電話番号・メールアドレス等明記

の上、FAXまたはe-mailにてお申込み下さい。

申込先 FAX 042-548-4457 メール mikikikaku@k6.dion.ne.jp

研修担当：坂田 雅彦 TEL 042-548-4456（坂田法務行政書士事務所）

申 込 書（FAX用）

○平成26年11月28日 支部研修会に 参加します

○懇 親 会 参加 不参加

氏名

電話

メール

（切り取らずにFAXしてください） FAX 042-548-4457